

建築情報学会

学会規約

第1条（名称）

本会は、建築情報学会(英語名 Architectural Informatics Society)と称する。

第2条（事務局）

本会に事務局をおく。事務局に関する規程は、理事会の承認を経て常任理事会がこれを定める。

第3条（目的）

本会は、人間の環境的構築や創造における情報の役割に関連する研究と実践を対象とする建築情報学の促進に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) オンラインおよび出版による建築情報学関連情報の査読・公開・発信
- (2) 研究成果発表および意見交換のための集会とオンライン交流
- (3) 人材育成プログラムの運営と教材の提供
- (4) 国内外の関係団体・機関との連絡および協力
- (5) その他必要と認める事業

第5条（会員の種類）

- 1 本会の会員の種類は、正会員、学生会員、賛助会員および名誉会員とする。
- 2 正会員は、建築情報学に関心があり、第3条の目的に寄与できる個人とする。
- 3 学生会員は、建築情報学に関心のある学生とする。
- 4 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業を援助する個人または団体とする。
- 5 名誉会員は、建築情報学および本会に功労のあったもののうちから、総会決議をもって推薦されたものとする。

第6条 （会員名簿）

本会に会員名簿を備え、所定事項を記載するものとする。

第7条 （会費）

- 1 会員は、別途定める会費を納めなければならない。
- 2 会費の変更は、総会において承認を受けなければならない。

第8条 （退会）

会員は、次の場合には、退会したものとする。

- (1) 本人が退会を届出たとき
- (2) 会費の滞納により、理事会において退会を相当と認めたとき
- (3) 本会の品位を汚すなどの事由により、理事会において退会をやむをえないと認められたとき

第9条 （役員）

本会に次の役員をおく。

会長 1名

副会長 2名

常任理事 4名

理事 13名 （会長、副会長および常任理事を含む）。

監事 2名

第10条 （理事）

理事 13名のうち 1名は、投票時点の副会長とし 7名は正会員の中から正会員の投票により選出される。残りの理事 5名は 45歳以下の会員から会長が選任する。理事の任期は 2年とする。原則として、再任は通算で 3期までとする。ただし、70歳を超えての再任は認めない。

第11条 （会長、副会長）

会長および副会長は理事会において互選し、総会の承認をうる。会長は本会を代表し、会務を執行する。副会長は会長を補佐し、会務を執行する。会長に事故があるときには、副会長がその職務を代行する。会長および副会長の任期は 2年とする。

第12条 （会長・副会長の職務）

会長は本会を代表し、会務を執行する。副会長は会長を補佐し、会務を執行する。会長に事故があるときには、副会長がその職務を代行する。

第 13 条 （常任理事）

常任理事は理事のうち、新副会長を除いた理事を被選挙人として、これに新会長と新副会長を加えた理事を選挙人として選出される。任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。常任理事は会長及び副会長を補佐し、会の常務を執行する。

第 14 条 （監事）

監事は会長が推薦し総会で承認を受ける。監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないが、通算3期までとする。監事は会計および会務執行の状況を監査する。

第 15 条 （顧問、評議員）

顧問および評議員の定員、任期については特に定めないが、理事会において推薦により決定する。顧問および評議員は重要事項について理事会の諮問に応じる。

第 16 条 （理事会）

理事会は会長、副会長、理事から構成される。理事会は3分の2（9人）以上の理事の出席（委任状を含む）をもって開催できる。理事会は、会の運営に関する重要事項を審議する。理事会は必要に応じて監事に出席を求めることができる。

第 17 条 （常任理事会）

会長は常任理事会を招集することができる。常任理事会は会長、副会長、常任理事から構成される。

第 18 条 （総会）

会長は、毎年1回、会員の定時総会を招集する。会長は必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。会員の5分の1以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。総会の議事は出席会員の過半数をもって決定する。総会は次の事項を議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 決算、事業報告および予算、事業計画等の承認
- (3) 会費の変更
- (4) 会の解散
- (5) その他、会長が特に必要と認めた事項

第 19 条（委員会）

業務の円滑な推進を図るため、理事会の承認を経て、学会に委員会を設置することができる。委員会の種類、運営については、別途規定に定める。

第 20 条（会計）

本会の経費は、会費、補助金、寄附金およびその他の収入による。本会の会計年度は、12 月 1 日に始まり 11 月 30 日に終わる。

第 21 条（規約の変更）

本会の規約を変更しようとするときは、理事会の議を経て、総会において出席正会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

付則

2020年12月1日 施行

2022年12月12日 改定